## ４　環境保全条例に基づく化学物質適正管理の概要

### （１）主旨

化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質に関する自主的な適正管理を促し、化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

### （２）内容

**ア　化学物質適正管理指針**

市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（化学物質適正管理指針）を定め、公表します。

**イ　取扱量の把握・届出**

特定化学物質等取扱事業者は、毎年度、工場等ごとに、特定化学物質ごとの取扱量を把握し市長へ届け出なければなりません。

【届出対象事業者】

次のすべての要件を満たす事業者が届出の対象です。

①化管法の対象業種と同じ 24 業種を営んでいる。

②常用雇用者数（全社）が 21 人以上である。

③次のいずれかに該当する工場等を設置している。

a　化管法に規定する第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上

b　化管法に規定する特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 トン以上

**ウ　特定化学物質等適正管理書の作成・届出**

特定化学物質等取扱事業者のうち、常用雇用者数が 21 人以上の工場等※を設置する者は、特定化学物質等適正管理書を作成し市長へ届け出なければなりません。

また、周辺住民等から求めがあったときは、その内容を説明するよう努めなければなりません。

**エ　事故時の措置**

特定化学物質等取扱事業者のうち、常用雇用者数が 21 人以上の工場等※を設置する者は、特定化学物質が排出され、人の健康や周辺の環境に係る被害を生じる事故が発生したときは、応急措置を講ずるとともに事故の状況等を報告しなければなりません。

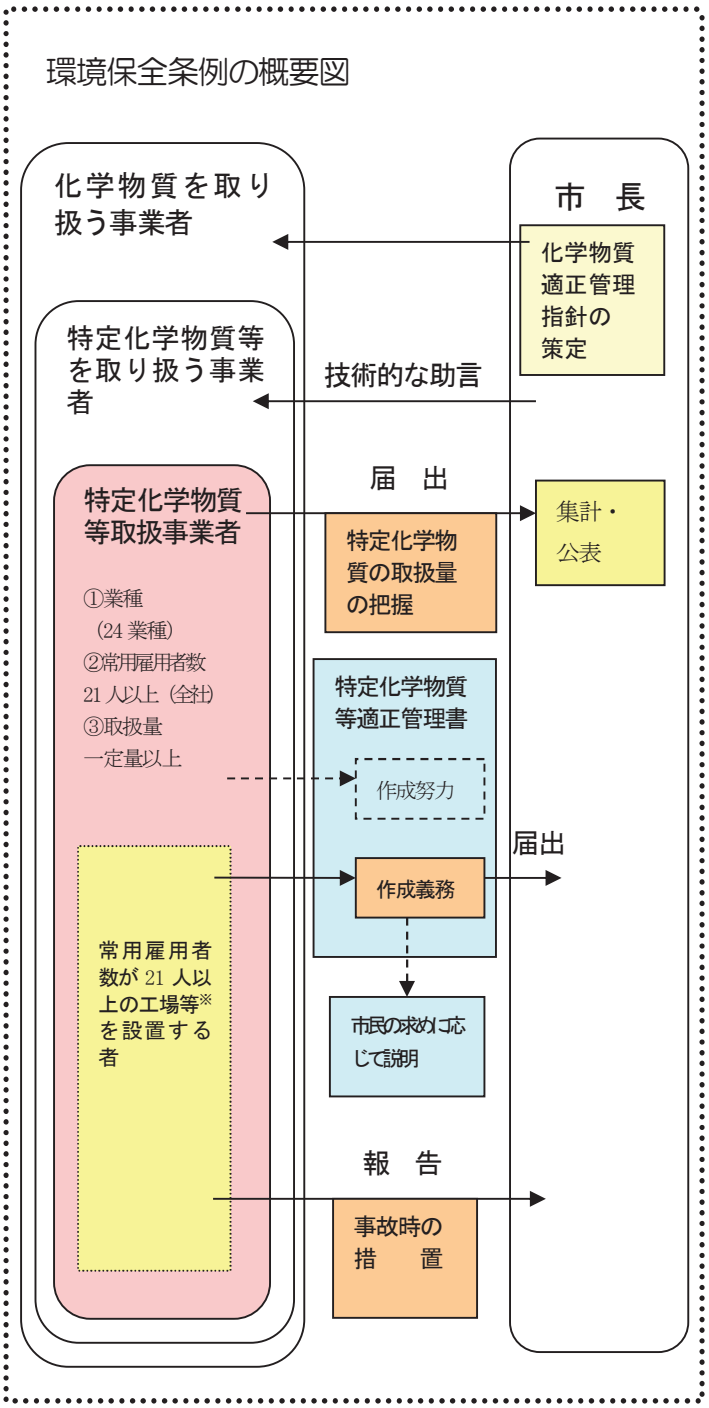


○　**施行期日**：平成 16 年 4 月 1 日

※全社の合計ではなく、個々の工場等ごとに判断します。